

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.68

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

美唄市に54番目のネットワークが設立されました

空知管内美唄市に、本年4月1日付けで地域ネットワーク（ネットワーク名：美唄市地域安全活動推進協議会）が設立されました。三笠市に続いて本年度2ヶ所目、通算54番目のネットワークとなります。

前号の速報でもお伝えしたとおり、去る5月25日に「平成27年度美唄市地域安全活動推進協議会」の定期総会が開催され、消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業を北海道から受託している（一社）北海道消費者協会も出席させていただきました。

本協議会はこれまでも地域安全パレード（歌舞裸まつり啓発）をはじめ、クリーン作戦による美化活動や歳末特別警戒パトロール等、年間を通じて地域住民への取り組みを積極的に進めてきましたが、昨今の特殊詐欺や悪質商法の被害から住民を守るため、本協議会を美唄市の地域消費者被害防止ネットワーク



として位置づけ、新たに社会福祉協議会を構成団体に加え、住民への啓発や見守り支援などの活動を行うことが総会で承認されました。

構成団体数は17で、美唄市の市民部生活環境課をはじめ、新加入の社会福祉協議会、消費者協会、警察署（少年補導員連絡会含む）、教育委員会、防犯協会、交通安全協会、暴力追放運動推進協議会、金融機関防犯連絡協議会、コンビニエンスストア防犯連絡協議会、地域安全活動推進委員連絡会、父母と先生の会連合会（PTA）、高等学校PTA連絡協議会、母町連絡協議会、ライオンズクラブ、農協女性部が参加しています。

主な活動内容は、年1回以上定例会議を行って情報を共有し、必要に応じて臨時会議を開催。また、悪質商法の情報を収集、構成団体に情報提供し啓発活動を行い、万一消費者被害が発生した場合には、連携をとって速やかに対応する体制を整えており、今後の美唄市地域安全活動推進協議会の活動に期待しています。

アンケート調査にご協力お願い致します～市町村消費者行政担当課の皆様へ～

北消協第121号（平成27年6月23日付）において、道内各市町村消費者行政担当課の皆様にご協力をお願いしております。

この調査は、各自治体の皆様の現状把握と今後の課題等を確認するために行っております。

調査票の期限（7月10日）は過ぎておりますが、**現在も引き続き受付中**です。ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますよう重ねてお願い致します。

なお、既にご協力いただいた各自治体のご担当者様には深謝いたしますとともに、今後とも本事業へのご理解・ご協力をお願い致します。

【お問い合わせ】一般社団法人 北海道消費者協会
教育啓発グループ 担当：田原、道高、林（真）
TEL：011-221-4217 FAX：011-221-4219
E-mail：keihatsu@do-syouhi-c.jp



日本年金機構における個人情報流出に便乗した 不審な電話にご注意ください！！

「国民生活センターHPより」

6月に国民生活センターが発表した、日本年金機構の個人情報流出に関する全国の相談情報によると、「あなたの年金情報が流出している」「流出した年金情報を削除できる」などといった不審な電話に関する相談が寄せられています。また、最近では、「年金支給額の変更に関するお知らせ」といったタイトルの不審なメールが送られてきたという相談や、「年金受取口座のキャッシュカードを送るよう」と言われたという相談も寄せられています。本件に関し、日本年金機構や消費者庁、国民生活センター、消費生活センター、郵便局等の職員から消費者へ電話やメールで連絡したり、個人情報を聞き出したりすることはありません。「個人情報を削除してあげる」などと持ちかけてくる電話は詐欺ですので、**相手にせず、すぐに電話を切ってください**。年金に関する不審なメールが送られてきても、安易に開かないようにしてください。

以下、国民生活センターに寄せられた実際の事例から抜粋してご紹介いたします。

家族構成や資産状況まで・・・

相談は全国的に寄せられており、特に70歳以上の高齢者からの相談が多くなっています。電話の相手は、日本年金機構を名乗るケースが目立っており、消費者庁、国民生活センター、消費生活センター等の公的な機関や、それに似た名称を名乗るケースもあります。電話の内容は、「あなたの年金情報が流出している」「流出した年金情報を削除できる」といったものが多く、家族構成や資産状況などを聞き出そうとするものもあります。

このようなケースにご用心！！

【事例1】

架空の団体から非通知の電話。家族の年金受け取り状況を教えてほしい？

「年金流出処理委員会」を名乗る者から自宅に非通知で電話があり、「あなたの年金情報が流出している。他にも流出しているかもしれない。家族で年金を受け取っている者がいれば教えてほしい」と言われた。「詳細は書面で送ってほしい」と伝えたと、電話が切れた。

【事例2】

「日本年金機構」をかたる電話。本人ですか？

日本年金機構を名乗る者から電話があり、最初に自分の名前を言われ「個人情報が漏れた。本人に直接伝えたいことがある」と言われた。「本人ですよ」と念押しされたので、とっさに「本人は出かけている」と言ったら、「またかけ直す」と言って電話が切れた。

と、言っていて電話が切れた。

【事例3】

「国民生活センター」をかたる電話。個人情報が3社に漏えい。1社分の情報が削除できない？

国民生活センターの職員を名乗る者から電話があり、「年金機構の件を知っているか。あなたの個人情報が3社に漏えいしていることがわかった。そのうち2社については削除できたが、残りの1社の削除ができない。しかし、ボランティア団体の会長があなたの代理人を引き受けてくれることになった。これから名義変更のために会長から連絡がある」と言われ、電話が切れた。



消費者へのアドバイス すぐに電話を切ってください！

「あなたの年金情報が流出している」「流出した年金情報を削除できる」などといった不審な電話や勧誘があっても、相手にせずすぐに電話を切ってください。

本件に関し、日本年金機構や消費者庁、国民生活センター、消費生活センター等の職員から消費者へ電話やメールで連絡をすることはありません。

少しでも不安に感じたら、すぐにお近くの消費生活センター等に相談してください。

オレオレ詐欺被害防止のための「家族の“絆”メッセージはがき」の活用について

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議からのお知らせ

6月29日（月）札幌大学・札幌大学女子短期大学の新生約730人から、祖父母などに宛てた「家族の“絆”メッセージはがき」を書いていただきました。

このはがきは、家族の“情愛”につけこむ「オレオレ詐欺」の被害に遭いやすい高齢者の「子や孫世代」の方から、離れて暮らすご両親や祖父母に宛て、注意喚起の「メッセージ」や不審電話が来たときの「合言葉」を自筆して送付し、電話機付近に「三角POP」として置いていただくことで、「家族の“絆”」を深めることを目的としています。

また万が一「オレオレ詐欺」に遭った場合でも、「合言葉」を使った被害の未然防止に効果を発揮することを期待し「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」が作成したものです。



「家族を想う気持ち」は必ず心に響くはずですよ！！

今後は「子や孫世代」の社会人や大学生など、たくさんの道民の方々にご活用いただきたいと考えておりますので「私も取り組んでみよう」という方は、是非ご活用下さい。

「家族への絆メッセージ」
太郎です。元気になっていますか？
オレオレ詐欺などがはやってるようです。
お金を要求する電話はすぐに信じないで、
僕に相談してください。

※点線部を折り三角POPにして電話付近に置いてください。

相手の答えられなければ「オレオレ詐欺」！

母さん (ご家族の名前)
母さん
母さんの得意料理は？
と質問

太郎 (あなたの名前)
は
カップラーメン
と答える

あやしい電話に合言葉

オレオレ詐欺
振り込め詐欺に注意!!

振り込め詐欺に注意!!

本当に息子？
そうだ！
合言葉よ！！



メッセージはがき 記載例

大学生の取組状況

担当者(事務局)

北海道環境生活部 暮らし安全局 道民生活課 安全安心グループ 山内・渡辺・飯塚

電話：011-231-4111 (内線24-154/24-163)

FAX：011-232-4820

E-mail：yamauchi.masaru@pref.hokkaido.lg.jp

見守り 新鮮情報

悪質商法等による被害、**不適切な表示**に関するトラブル、製品やサービスなどによる**危険や危害**などについて**相談**したいときは「**消費者ホットライン=局番なしの「188」**」をご利用ください。

「188」へ電話をすると、**音声ガイダンス**が流れ、**郵便番号**を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。



消費生活相談は「188」へ!

ひとこと助言

消費生活相談は
「188」!



見守るくん

- 「**消費者ホットライン**」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。(ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。)
- お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- 自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「**消費者ホットライン**」を利用しましょう。